

社会福祉法人滋宏福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滋宏福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 常勤の理事で使用者としての立場を有する者に対しては報酬は支給しない。

(報酬の上限額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は年間1,500,000円以内とする。
2 この法人の全監事の報酬総額は年間300,000円以内とする。
3 この法人の全評議員の報酬総額は年間1,500,000円以内とする。

(報酬の額の算定方法)

第5条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。
2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。
3 関係理事及び監事が評議員会に出席したときは、第1項の規定による。
4 関係評議員が理事会に出席したときは、第2項の規定による。
5 役員等が理事会、評議員会出席以外で法人業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び法人旅費規程

に基づき旅費等を支給する。

- 2 旅費等は原則として出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は通貨により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令で定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時は切り上げる。

(公表)

第9条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第10条 法人の経営する施設の職員が兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付則

- 1 この規程は平成22年 4月 1日より適用する。

附則

- 1 この規程は平成29年 6月10日から施行する。

別表1（第5条関係）

理事会・評議員会出席及び法人業務報酬等

区 分	報 酬	旅 費
理事長	15,000 円	実費とする
理 事	12,000 円	実費とする
監 事	12,000 円	実費とする
評議員	12,000 円	実費とする

但し、監事にあつては、監事監査については業務報酬を 15,000 円とする。